

12 農業産出額及び生産農業所得

【解説】

ここには「生産農業所得統計」結果から、「農業産出額及び生産農業所得（都道府県別推計）」について収録した。

1 都道府県別農業産出額の概要

都道府県別農業産出額は、各都道府県の農業生産の実態を価値額として把握し、農政の企画・推進、地域振興計画の策定、農業振興諸施策の実施等のための資料を提供することを目的として、都道府県を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。

2 推計の対象範囲

農業産出額（都道府県別推計値）で対象とする農産物のうち個別に推計する品目は、①推計対象年の直近5か年の全国の品目別産出額がおおむね50億円以上の品目、②当該都道府県において推計対象年の前年の品目別産出額がおおむね5,000万円以上の品目、③作物統計調査等に基づき生産数量を把握している品目、④①～③以外の品目であって、当該都道府県において生産数量が把握できる品目

なお、①～④以外の品目については、その品目が属する区分ごとに「その他」として一括推計する。

主な品目は269ページ「農産物の範囲」のとおりである。

3 推計期間

推計期間は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

ただし、暦年をまたいで生産される野菜、果実等は、年産区分とした。

また、年産単位の経常補助金については、上記の推計期間を越えて支払われるものについても計上した。

4 集計・推計の方法

(1) 農業産出額の推計

都道府県別推計値は、推計期間における都道府県別の品目ごとの生産数量にそれぞれの個別農産物価格（消費税を含む。）又は育成差益を乗じて求めたものである。

ただし、品目別生産数量は、収穫量から自都道府県内で再び農業へ投入された種子、飼料等の数量を控除した数量であり、品目別農家庭先販売価格（消費税を含む。）は、農産物の販売数量に応じて支払われた各種奨励補助金等を当該農産物の販売価額の一部とみなし加えた価格である。

なお、当該農産物の販売数量に応じて支払われた各種奨励補助金のうち、農家庭先販売価格から分離可能なものは、平成27年から農業産出額に含まないこととした。

また、都道府県別推計値は、全国推計における総産出額と概念的には同じものであるが、全国推計では推計対象としていない、都道府県間で取引された種苗、子豚等を含んでいる。このことから、都道府県計（各県）の産出額には、都道府県間を移動した中間生産物の産出額が重複計上されているため、都道府県別に推計した数値を合計した集計値は、全国推計した農業総産出額と一致しない。

全国推計した農業総産出額は『農林水産省統計表』もしくは農林水産省ホームページを参照されたい。(https://www.maff.go.jp/j/tokei/)

(2) 農業産出額の具体的推計方法

ア 農業産出額の推計式

農業産出額は、耕種、畜産などの農業生産によって得られた農産物と、これらを原料とする加工農産物とを区分して、次の方法により算出した。

(算式1) 個別農産物の産出額＝個別農産物生産数量×個別農産物価格又は育成差益

注： 個別農産物生産数量＝個別農産物の収穫量－個別農産物のうち中間生産物（他都道府県へ販売されたものを除く。）の数量

(算式2) 個別加工農産物の産出額＝（個別加工農産物生産数量×個別加工農産物価格）－（個別加工農産物原料数量×個別加工農産物原料価格）

イ 農産物の生産数量

農産物及び加工農産物の生産数量は、農林水産省統計組織で作成している生産量統計を基礎資料としている。生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物は、市町村、農業団体等からの情報収集により推定した。

ウ 価格

(ア) 農産物価格

農産物価格は、青果物卸売市場調査、農業物価統計等を用いて推定した価格を適用した。

植物生長額は、植物資産評価標準及び樹種別未成園面積から次式により求めた。

都道府県別植物生長額＝ Σ （都道府県別樹種別未成園10a当たり植物生長額×都道府県別樹種別未成園面積）

(イ) 畜産物価格

a 畜産物価格は、食肉卸売市場調査、農業物価統計等を用いて推定した価格を適用した。

なお、子牛、子馬等、成長過程にあるものが販売された場合には、それぞれの農家庭先販売価格を適用した。

b 育成牛馬及び廃牛馬の価格は、次式による育成差益等を適用した。

育成牛馬の育成差益＝育成牛馬の価格－育成する当歳の子牛馬の価格

肉用牛の育成差益＝肉用牛価格－肥育用もと牛価格

廃牛馬の処分差益＝廃牛馬価格－（明け3歳の成牛馬の価格×1/2）

注： 廃牛馬の処分差益の計算において、廃牛馬価格から成牛馬の明け3歳時点の価格の2分の1の額を差し引くことにしているのは、繁殖牛馬や役牛馬が廃用される場合の残存価格（肉部分）を成畜時価に対する割合の2分の1とみなし、明け3歳以降の肉としての成長等実際の廃牛馬価格との差を処分差益として、当期の生産に計上しているためである。

(ウ) 加工農産物価格

加工農産物の価格については、一般農産物と同様に農家庭先販売価格を推定して適用した。

5 生産農業所得

生産農業所得は、農業産出額から物的経費を控除し、經常補助金等を実額加算したものであり、具体的には、次式により算出した。

$$\text{生産農業所得} = \text{農業産出額} \times \frac{\text{農業粗収益（經常補助金を除く。）} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益（經常補助金を除く。）}} + \text{經常補助金}$$

なお、~~~~部は、農業経営統計調査（営農類型別経営統計）の結果から算出した。

【農産物の範囲】

部 門		品 目 名
耕	米	玄米、くず米等
	麦 類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等
	雑 穀	そば等
	豆 類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい(からつき)等
	い も 類	かんしょ、ばれいしょ
	野 菜	果 菜 類
		スィートコーン、えだまめ(未成熟)、さやえんどう(未成熟)、そらまめ(未成熟)、さやいんげん(未成熟)、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、ししとう等
		葉 茎 菜 類
		キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
		根 菜 類
		だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、くわい等
	果 実	
	みかん、ネーブルオレンジ、なつみかん、はっさく、いよかん、清見、ポンカン、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、うめ、かき、くり、すもも、いちじく、パインアップル、キウイフルーツ、ゆず、不知火(デコポン)等	
種	花 き	切 り 花
		球 根
		鉢 も の 類
		花 き 苗 類
		その他花き
	工 芸 農 作 物	
	庭園樹苗木、街路樹苗木、山林用苗木等	
	植物生長(みかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、りんご、ぶどう、なし、かき、もも、おうとう、びわ、うめ、くり、茶、桑等)	
畜 産	肉 用 牛	肉用牛(子牛、育成牛、肥育牛)
	乳 用 牛	生乳、乳牛(乳用子牛、乳廃牛)
	豚	豚
	鶏	鶏卵、ブロイラー、廃鶏等
	その他畜産物	馬、軽種馬、はちみつ、うずら卵等
加 工 農 産 物		かんぴょう、干がき、かんしょ切干、荒茶、畳表等

注：推計の範囲は、原則として、日本標準産業分類に掲げる「中分類01－農業」のうち「小分類013－農業サービス業（園芸サービス業を除く。）」及び「小分類014－園芸サービス業」を除く事業所から生産された農産物（山林用苗木を含み、きのこ類の栽培及び蚕種を除く。）及び加工農産物である。